

使用登録について

使用登録の要件

1. 構成員は3名以上（過半数の者が市内の在住者、在勤者、在学者）であること。
2. 活動目的に男女共同参画社会づくりに向けた取り組みが含まれていること。
3. 年1回以上、使用登録者の構成員はセンターが主催する事業に参加し、男女共同参画の理解を深めること
4. 年1回以上、登録団体等が行う自主活動の中で、男女共同参画の視点で講座等を実施するように努めること（努力義務）
5. 活動内容が営利活動、政治活動又は宗教活動でないこと
6. 正当な理由が無い限り、参加を希望する者を拒まないこと

使用登録申請時に必要な書類

1. 宮崎市男女共同参画センター使用登録申請書
2. 定款、会則又はこれに準ずるもの
3. 構成員の名簿
4. その他市長が必要と認める書類